

## 入札公告の訂正

次のとおり訂正します。

令和4年8月16日

契約担当役

独立行政法人労働者健康安全機構  
愛媛労災病院 病院長 木戸 健司

◎調達機関番号 621 ◎所在地番号 38

1 掲載日 令和4年7月27日(号外政府調達第138号15頁)

2 訂正内容 2 競争参加資格 [(3)厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類「物品の販売」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること。]を[(3)厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類「物品の販売」及び「役務の提供」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること。]に訂正します。

## 入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和4年8月16日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局総務部長 水本 圭祐

◎調達機関番号 007 ◎所在地番号 47

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 宮古伊良部農業水利事業 保良地下ダム(七又中央部)建設工事

(3) 工事場所 沖縄県宮古島市城辺字保良地内

(4) 工事内容 本工事は、国営宮古伊良部土地改良事業計画に基づき、保良地下ダムを建設するものである。

止水壁工 L=138.6m

施工始点 測点No.17+39.86

施工終点 測点No.20+28.46

施工面積 5,115㎡

締切面積 3,036㎡

空洞対策工 一式

仮設工 一式

(5) 工期 令和6年2月20日まで

(6) 使用する主要な資機材 普通ポルトランドセメント、調整スラグ、フライアッシュ、ベントナイト

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者(経常建設共同企業体を含む。以下同じ。)であること。又は、二者若しくは三者により構成されている特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)であって、沖縄総合事務局長から特定JVとして資格認定を受けている者であること。

(1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 沖縄総合事務局における令和3・4年度一般競争参加資格のうち「農林土木工事」の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

(3) 沖縄総合事務局における令和3・4年度一般競争参加資格の農林土木工事に係る認定の際に、客観的事項(共通事項)について算定した点数(経営事項評価点数)が、単体有資格業者及び特定JVの代表者については1,250点以上、特定JVの代表者以外の構成員については950点以上であること。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記(2)の再認定を受けた者を除く。

(5) 施工実績

① 単体有資格業者及び特定JVの代表者は、平成19年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。なお、共同企業体としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

② 同種工事とは、原位置攪拌工法による地中連続壁工事とし、規模は問わないものとする。

③ 単体有資格業者及び特定JV(代表者、構成員のいずれか)は、平成19年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した「沖縄県赤土等流出防止条例」(平成6年10月20日沖縄県条例36号)に基づく赤土等流出防止対策工事の実績を有すること。

また、当該実績が各地方農政局及び沖縄総合事務局(農林水産部)の発注した工事である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

① 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。  
ア 一級建設機械施工技士の資格を有する者。

イ 技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。

ウ これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

② 平成19年4月1日以降に、上記(5)②に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が各地方農政局及び沖縄総合事務局(農林水産部)の発注した工事に係

る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(7) 技術提案が適正であること。

(8) 本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

(9) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、「沖縄総合事務局工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成27年4月1日付け府総会計第375号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(10) 本工事に係る設計業務等の受注者(受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。)、又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

(12) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)及び「内閣及び内閣府所管各組織等が行う公共事業等からの暴力団排除の推進について」(平成25年12月11日付け閣総会第514号及び府会総1190号内閣官房内閣総務官室会計担当内閣参事官及び内閣府大臣官房会計課長通知)に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(13) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務

② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務

③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務